



学校施設は、地震発生時に児童や生徒の生命・身体の安全を守ることはもとより、地域住民の一時避難場所にもなることから、耐震性を確保することは大変重要です。市では、平成7年1月に発生した「阪神・淡路大震災」を契機に小・中学校の耐震補強の調査・工事を順次進めています(下表)。今回は、その内容についてお知らせします。

#### 問 教育総務課学校施設担当

耐震補強を進める前段として、それぞれの学校施設の耐震性を把握するため、耐震診断を行っています。建築基準法に基づく耐震基準は、昭和43年の十勝沖地震後の46年に改正され、既存の建物は昭和56年に改正されています。しかし、阪神・淡路大震災で新耐震基準以前の基準で設計された建物の被害が大きかつたことから、市では昭和56年以前に建設された小・中学校では、耐震基準に従って改修工事が実施されています。この改修工事は、昭和56年から実施してきましたが、これまでに終了する予定です。

耐震診断(見直しを含む)は、平成7年度から実施し、18年度で終了する予定です。また、耐震診断に併せて、耐震補強工事についても、19年度に終了する予定です。

# 地震に強い学校づくり

耐震補強工事  
順次実施中!!

#### 小・中学校的耐震補強工事等実施状況

学校名	工事状況	施設名(実施個所・予定個所)
海老名小学校	完了	西棟(H14-15建替)、東棟(H17)
	予定	体育館(H18)、北棟(H19)
柏ヶ谷小学校	完了	北棟1・2(H12)、南棟(H13)
有鹿小学校	完了	東棟、中棟(H10)
有馬小学校	予定	本館(東棟)(H18)、体育館(H19)
大谷小学校	完了	体育館(H13)
	予定	南棟、北棟1(H19)
上星小学校	完了	1館(H16)、体育館(H17)
中新田小学校	完了	西棟、中棟、東棟(H11)、体育館(H17)
門沢橋小学校	完了	本館(H12)、新館(H13)
東柏ヶ谷小学校	予定	南棟(H18-19増改築)
社家小学校	完了	体育館(H17)
	予定	本館(北棟)(H19)
杉久保小学校	完了	体育館(H17)
	予定	東棟、中棟(H19)
今泉小学校	耐震補強不要	
杉本小学校	耐震補強不要	
海老名中学校	完了	2棟(中棟)・3棟(南棟)(H17)
	予定	1棟(北棟)(H18)
有馬中学校	完了	A棟(H13)
	予定	B棟(東棟)(H18)、体育館(H19)
海西中学校	完了	北棟(H9)、体育館(H17)
柏ヶ谷中学校	完了	体育館(H17)
	予定	北棟(H19)
大谷中学校	完了	体育館(H17)
	予定	西棟、東棟(H18)、中棟(H19)
今泉中学校	耐震補強不要	

## 悪質な販売業者にご注意を!

消防署の関係者等を装い家庭を訪問し、「住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、すぐに取り付けが必要」などと言い、強引に高額な警報器を売りつける悪質な業者がいます。不審に思ったら、消防本部または消費生活相談室へご連絡ください。

- ◆ 18年度で終了する予定です。
- ◆ また、耐震診断に併せて、耐震補強工事についても、19年度から実施してきた耐震補強工事についても、19年度に終了する予定です。

◆ 住宅用火災警報器等を販売することはありません。また、特定の業者に販売を委託することもありません。

◆ 業者による点検の必要はありません。

◆ 自動火災警報器またはスプリンクラー設備等が設置されている場合は、住宅用火災警報器設置の必要はありません。

◆ 訪問販売で購入契約を結んだ場合は、クーリングオフできます(書面交付日から8日以内、現金取引の場合は3000円以上)。

## 不審に思ったらご連絡を一

☆消防本部→☎231・0355

☆消費生活相談室(広聴相談課内)→☎292・1000=直通。

# 安眠のために付けましょう

問 防課  
予防担当

新築は6月1日、既存住宅は23年6月1日までに

# 火災警報器の設置を

消防法の改正に伴い、市火災予

器等」を設置することが必要とな

ります。この改正条例は6月1日

から施行します。

近年、火災による死者は、住宅火災での場合が多く、全国で平成16年度中だけで100人を超えていました。中でも逃げ遅れにより死亡するケースが約7割を占めています。このような住宅火災から大切な命を守るために、改正条例では、すべての住宅へ火災警報器を設置することが義務付けられます。

6月1日までに設置が義務付けられます。ただし、スプリンクラー設備や自動火災警報知設備が設置されている場合は、新たに設置する義務はありません。

「我が家だけは大丈夫」と思わず、近所や家族ぐるみで火災を起こさないよう日ごろから用心と防火対策を心掛けましょう。市ホームページにも掲載します。

消防本部予防課予防担当 ☎231・0948直通。

日本消防設備安全センター 住宅用火災警報器相談室 ☎0120・565・9111月～金曜の午前9時～午後5時。

市内の住宅火災件数および死傷者数		
	件数(件)	死者数(人)
平成15年	16	0
平成16年	18	1
平成17年	21	1
計	55	2
傷害者数(人)	6	29

## 取り付け位置…参考にしてください

①天井への設置…

壁またははりから60cm以上離れた位置

②壁への設置…天井から下方15cm以上50cm以内の位置

③エアコンなどの吹き出し口がある場合…吹き出し口から1.5m以上離れた位置。



## 火災警報器のQ&A

Q. どこへ行けば買えますか？  
A. 消火器を販売している店や量販店などでも販売しています。ただし、購入する場合は、住宅用防災警報器等規格令に定める技術上の規格に適合していないければなりません。基準に合格したものとしては、消防検定協会の認定マーク(N.Sマーク)が付いています。なお、煙式でイオン式のものは、寝室や階段には設置できません。

Q. どんな種類があるの？  
A. 煙感式と熱感知式があります(左上写真)。煙感知式は、寝室や階段・廊下への設置に適し、熱感知式は、火を使用する台所などへの設置に適しています。それぞれ電池式とコンセント式があります。

Q. 住宅用火災警報器とは、どんなもの？  
A. 天井や壁に設置し、火災の煙や熱を自動的に感知して、警報音や音声で知らせる機器です。



Q. 設置の義務があるのはだれですか？  
A. 住宅の所有者・管理者・占有者が、自己責任で設置しなければなりません。

Q. 警報器はどんとまきに作動する？  
A. 煙感知式の場合、50cmくらいの距離から、たばこの煙やスプレー式殺虫剤などが直接かかたりすると作動します。また熱式の場合は、警報器の周囲が65°C前後になると作動します。

Q. 価格はどれくらいですか？  
A. 電池式やコンセント式などいろいろな種類がありますが、5000円～1万円程度です。